

○木更津市入札参加者資格審査基準

(昭和56年6月1日告示第46号)

改正	昭和59年 3月23日告示第 34号	平成21年 5月27日告示第146号
	昭和59年11月30日告示第138号	平成23年 9月29日告示第228号
	平成元年 5月25日告示第 65号	平成24年 4月13日告示第129号
	平成 7年 5月24日告示第 87号	平成30年 3月12日告示第 47号
	平成 7年 9月26日告示第142号	令和 2年 3月18日告示第 60号
	平成19年10月22日告示第230号	

(趣旨)

第1条 この審査基準は、市が発注する建設工事又は製造の請負、測量及び設計等の委託、役務の提供、物件の購入並びに賃貸借の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格審査及び等級区分に関し、具体的な基準を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 入札参加資格審査を申請した者（以下「申請者」という。）の資格審査は、入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）並びにその他の資料に基づき、次に掲げる項目ごとに行うものとする。

(1) 金銭的信用

(2) 契約履行に関する誠実性

2 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする申請者の資格審査については、前項のほか、施工能力について次に掲げる項目ごとに行うものとする。

(1) 客観的事項

(2) 主観的事項

(資格者名簿)

第3条 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者について、木更津市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成し、登載するものとする。

(施工能力審査)

第4条 第2条第2項の規定による施工能力の審査は、次の各号により点数を付与する方法により行うものとする。

(1) 客観的事項に対する付与点数（以下「客観点数」という。）は、法第27条の2第3第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果に基づく評点とする。

審査対象となる経営事項審査結果は、木更津市入札参加者の資格を定める告示において定

める基準日における経営事項審査結果とする。

- (2) 主観的事項に対する付与点数（以下「主観点数」という。）は、入札参加業者主観点数算定事務要領（昭和48年7月3日決定）により算出するものとする。

（等級の格付）

第5条 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする申請者については、前条の規定により算出された客観点数と主観点数の合計点数に基づき、次の工事種別について等級の格付を行うものとする。

種別 等級	土木一式 工事	建築一式 工事	とび・土 工・コン クリート工	電気工事	管工事	ほ装工事	造園工事	解体工事
A	750点以上	750点以上	750点以上	700点以上	720点以上	750点以上	680点以上	750点以上
B	750点未満	750点未満	750点未満	700点未満	720点未満	750点未満	680点未満	750点未満
	650点以上	550点以上	650点以上	600点以上	550点以上	600点以上	600点以上	650点以上
C	650点未満	550点未満	650点未満	600点未満	550点未満	600点未満	600点未満	650点未満
	500点以上	400点以上	600点以上			500点以上	500点以上	600点以上
D	500点未満	400点未満	600点未満			500点未満	500点未満	600点未満

- 2 等級の格付の適用期間は、資格者名簿に登載された日からその登載期間内とする。
- 3 資格者名簿に登載された者は、その者に対する等級の格付について異議がある場合は、資格者名簿に登載されたことを知った日から30日以内に、市長に再審査を請求することができる。

（資格審査の特例）

第6条 特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体（特定建設工事共同企業体）の資格審査については、別に定めるものとする。

（不適格者）

第7条 申請者が次の各号の一に該当するときは不適格とする。

- (1) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (2) 申請書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事項を記載したとき。
- 2 前項に定めるもののほか、申請者が次の各号の一に該当するときは不適格者としてすることができる。
- (1) 資格者名簿への登載日前2年以内に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する施行令第167条の4第2項に該当すると認められる

とき。

- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められるとき。

附 則

(施工期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(木更津市建設工事等入札参加業者資格審査基準の廃止)

- 2 木更津市建設工事等入札参加業者資格審査基準（昭和48年7月3日決定）は、廃止する。

前 文（抄）（昭和59年3月23日告示第34号）

昭和59年4月1日から適用する。

前 文（抄）（昭和59年11月30日告示第138号）

昭和59年12月1日から適用する。

附 則（平成元年5月25日告示65号）

この告示は、平成元年6月1日から施行する。

附 則（平成7年5月24日告示第87号）

この告示は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成7年9月26日告示第142号）

この告示は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成19年10月22日告示第230号）

この告示は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成21年5月27日告示第146号）

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成23年9月29日告示第228号）

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年4月13日告示第129号）

この告示は、平成24年4月13日から施行する。

附 則（平成30年3月12日告示第47号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日告示第60号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。